

第 13 号様式（第 31 条関係）

大磯町監査公表第 8 号

監査の結果について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく監査を実施したので、同条第 9 項の規定より、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成 30 年 8 月 7 日

大磯町監査委員 脇 國廣

同 奥津 勝子

監査結果報告書

1. 監査の種類
定期監査

2. 監査の対象部課等
産業環境部環境課

3. 監査の範囲及び事務

平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までに執行された平成 29 年度の財務に関する事務及び事務事業の執行

4. 監査の実施期間

平成 30 年 6 月 2 日から平成 30 年 7 月 11 日まで

5. 監査の方法及び監査項目

平成 30 年度大磯町監査基本計画に基づき、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼とし、また、職員の働き方改革にも着目し、監査を実施した。

なお、監査に際しては、監査対象課である環境課より監査説明書、事前調査書及び関係書類の提出を求め審査するほか、関係職員の説明を求め監査を実施した。

6. 所掌事務の概要

環境施策の企画及び総合調整、省エネルギー及び再生エネルギー施策の推進、環境美化の推進、畜犬登録及び狂犬病予防事務、公害防止対策、一般廃棄物処理計画、一般廃棄物処理広域化に関する事務、廃棄物施策の企画及び調整に関する事務等を行っている。

7. 監査の結果

平成 29 年度に係る財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について、監査した結果、おおむね適正に処理されているものと認められた。

なお、職員の働き方改革の観点から、振替取得について管理者は、振替制度に鑑み、その取得に留意するよう努められたい。

(要望)

- ・平成 30 年 4 月から稼働したリサイクルセンターについては、ごみの処理、選別、保管を行う施設としてだけでなく、子どもたちを始めとした、環境学習の拠点としても有効に活用されたい。